

(表面)

診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合においては、診療報酬明細書等の開示依頼があった場合、診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示しています。

「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続されるようお願いいたします。

1 開示依頼ができる方

開示依頼ができる方は、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示依頼を行う診療報酬明細書等に記載されている被保険者（被保険者であった方を含む。ただし、死亡している方は除きます。）
- (2) (1)の被保険者本人が成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の被保険者本人から開示依頼に関する委任を受けた代理人（任意代理人）
- (4) 被保険者の遺族（被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者【孫、兄弟姉妹で同居していた者、事実婚の関係にあった者】）又はその代理人

2 開示依頼に当たって必要な書類等

開示依頼ができる方が、次の書類等を広域連合事務局の窓口へご持参いただくか、郵送してください。

- (1) 診療報酬明細書等開示依頼書
 - (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類等（詳細は裏面のとおり）
- ※ 開示にあたっては、文書の開示にかかる費用が必要になります。なお、郵送による交付を希望される場合は、郵送（簡易書留）にかかる費用も必要になります。

3 開示依頼を行う方の本人確認

開示依頼の受付時に、開示依頼をされる方の本人確認をするため必要書類の提示を求めています。これはあくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことですので、ご理解・ご協力をお願いします。

4 開示依頼を行う場合の費用について

- (1) 診療報酬明細書の写しが必要な場合 1枚当たり10円
- (2) 郵便での送付を希望する場合 郵送にかかる費用（普通郵便代+簡易書留代）

5 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、本人の診療上支障が生じないことを、保険医療機関等に事前に確認いたします。

従って、保険医療機関等が開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。

6 診療内容に係わる照会

広域連合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。

7 開示決定等の事務処理

- (1) 診療報酬明細書等開示依頼書を受理した日から開示決定までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への確認等のため15日程度の日数を要します。
- (2) 開示方法については、「開示の実施方法等申出書」で指定された方法により開示します。なお、郵送による交付を希望される場合は、「親展」扱いによる送付となります。

8 その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載しているものであり、保険診療外のものには記載されていませんので、必ずしも診療内容の全てが記載されているものではありません。
- (2) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情により、その存在が確認できないときには、開示できない場合があることをご了承願います。
- (3) 調剤報酬明細書を開示する場合は、調剤報酬明細書を発行した保険薬局へ事後的に開示のお知らせを通知します。
- (4) 郵送により開示依頼を行う場合は、裏面の本人確認に必要な書類の写しを大阪府後期高齢者医療広域連合に郵送してください。

裏面もご確認ください

(裏面)

**「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出の際
開示依頼をされる方の本人確認に必要な書類**

1

運転免許証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書等のうちいずれか1点（郵送による開示依頼の場合は2点）

または

後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証）、介護保険被保険者証、共済組合員証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳 等

請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認できるもののうちいずれか2点

2 【上記以外に必要な書類】

開示依頼をされる方が、被保険者本人の場合（被保険者であった方を含む。）

※婚姻等のため、開示依頼書の提出時の氏名と開示依頼をする診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類を添付して下さい。

開示依頼をされる方が、被保険者本人又は遺族が成年被後見人である場合における法定代理人の場合

※被保険者が成年被後見人であること及び開示依頼される方が成年後見人であることを確認できる次の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）のうち1以上の書類を添付して下さい。

- (1) 戸籍謄本（抄本）又は住民票の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 家庭裁判所の証明書

開示依頼をされる方が、被保険者本人又は遺族から開示依頼に関する委任を受けた代理人（任意代理人）の場合

※次に掲げる書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）により、当該被保険者から診療報酬明細書等の開示依頼に関する委任があることを確認させていただきます。

- (1) 被保険者（遺族）及び任意代理人の本人確認書類（上記1）
- (2) 被保険者（遺族）の署名・押印のある委任状

3 【被保険者が死亡されている場合に必要な書類】

開示依頼をされる方が、遺族（配偶者、子、父母、その他これらに準ずる者【孫、兄弟姉妹で同居していた者、事実婚の関係にあった者】）又は遺族の代理人の場合

※上記1、2の書類のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）を添付して下さい。

- (1) 戸籍の謄本（抄本）、その他被保険者本人との関係を示す書類
- (2) 住民票（除票）の写し、死亡診断書その他被保険者の死亡の事実を示す書類